(七)　汚染損害の賠償の請求は、保険者等に対して直接に提起することができる。この場合には、被告は、船舶所有者が援用することができたであろう抗弁を援用することができる。また、被告は、船舶所有者が責任を制限することができない場合であっても、維持することが必要とされる保険等保証の額に等しい額に責任を制限することができる。さらに、被告は、汚染損害が船舶所有者の悪意によって生じたとの抗弁を援用することができるが、船舶所有者により被告に対して提起される訴えにおいて援用することができたであろう他のいかなる抗弁も援用してはならない。(第七条10関係)

(八)　締約国は、自国を旗国とする船舶であって総トン数が一〇〇〇トンを超えるものについては、証明書が発給されていない限り、いかなる時にも運航を認めてはならない。(第七条11関係)

(九)　各締約国は、自国の領域内の港等の入出港船舶であって総トン数が一〇〇〇トンを超えるものにつき、自国の国内法令により、保険等保証が効力を有していることを確保する。(第七条12関係)

7　この条約に基づいて賠償を請求する権利は、損害が生じた日から三年以内に訴えが提起されない場合には、消滅する。ただし、訴えは、事故の発生の日から六年の期間が満了した後は、提起してはならない。(第八条関係)

8　管轄権

(一)　事故が締約国の領域若しくは排他的経済水域において汚染損害を生じさせた場合又は当該汚染損害を防止し、若しくは最小限にするために防止措置がとられた場合には、船舶所有者又は保険者等に対する賠償の請求の訴えは、当該締約国の裁判所にのみ提起することができる。(第九条1関係)

(二)　各締約国は、自国の裁判所がこの条約に基づく賠償の請求の訴えについての管轄権を有することを確保する。(第九条3関係)

9　承認及び執行

(一)　管轄権を有する裁判所が下した判決であって、当該判決のあった国において執行することが可能であり、かつ、再び通常の方式で審理されることがないものは、当該判決が詐欺によって得られた場合等を除くほか、いずれの締約国においても承認される。(第一〇条1関係)

(二)　承認された判決は、各締約国において、必要とされる手続がとられたときは、執行力を付与される。(第一〇条2関係)

10　この条約は、その署名開放日に効力を生じており、又は署名、批准若しくは加入のために開放されている他の条約と抵触する場合には、その抵触する限度においてのみ、当該他の条約に優先する。(第一一条関係)

---

## ◇二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約（条約第九号）（外務省）

危険をもたらす難破物の除去のための措置、難破物の除去に関係する費用についての船舶の登録所有者の責任及び強制保険等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　目的及び一般原則

(一)　締約国は、条約水域において危険をもたらす難破物の除去に関し、この条約に従って措置をとることができる。(第二条1関係)

(二)　条約水域におけるこの条約の適用は、締約国に対し、公海のいかなる部分についても主権又は主権的権利を主張し、又は行使する権利を与えるものではない。(第二条4関係)

2　この条約は、条約水域（締約国の排他的経済水域）における難破物について適用する。締約国がこの条約を自国の領域内に存在する難破物について適用することを通告した場合には、「条約水域」には、当該締約国の領域を含む。(第三条1及び3関係)

3　この条約は、油による汚染を伴う事故の場合における公海上の措置に関する国際条約又は油以外の物質による汚染の場合における公海上の措置に関する議定書に基づいてとられる措置並びに軍艦及び国が所有し、又は運航する船舶であって非商業的業務にのみ使用するものについては、適用しない。(第四条1及び2関係)

4　締約国は、難破物をもたらした海難に自国を旗国とする船舶が関与した場合には、当該船舶の船長及び運航者に対し、被影響国に遅滞なく報告することを要求する。(第五条1関係)

5　難破物が危険をもたらすか否かを決定するに際して被影響国が考慮すべき基準について規定している。(第六条関係)

6　被影響国は、難破物を認識した場合には、緊急に船員及び関係国の注意を喚起するため全ての実行可能な手段を用いるものとし、難破物が危険をもたらすと信ずるに足りる理由がある場合には、当該難破物の正確な位置を特定するため全ての実行可能な措置がとられることを確保する。(第七条関係)

7　被影響国は、難破物が危険をもたらすと決定する場合には、当該難破物を標示するため、全ての合理的な措置がとられることを確保する。(第八条1関係)

8　難破物の除去を円滑にするための措置

(一)　被影響国は、難破物が危険をもたらすと決定する場合には、船舶の登録国及び登録所有者に通報し、難破物に関してとられる措置につき、船舶の登録国等と協議する。(第九条1関係)

(二)　登録所有者は、難破物が危険をもたらすと決定された場合には、保険等保証についての証拠を被影響国の権限のある当局に提出し、難破物を除去する。被影響国は、難破物の除去が安全及び海洋環境の保護に対する配慮に適合する方法で行われることを確保するために必要な限度においてのみ、当該除去の条件を定め、及び当該除去に介入することができる。(第九条2～5関係)

(三)　被影響国は、難破物を除去しなければならない合理的な期限を定め、登録所有者に通知する。被影響国は、当該期限までに登録所有者が難破物を除去しない場合若しくは登録所有者に連絡を取ることができない場合には、又は直ちに措置をとることが必要な場合においてその旨を船舶の登録国及び登録所有者に通報したときは、難破物を除去することができる。(第九条6～8関係)

(四)　締約国は、自国の登録所有者による保険等保証についての証拠の提出及び難破物の除去を確保するため、自国の国内法令に基づいて適当な措置をとる。(第九条9関係)

9　所有者の責任

(一)　登録所有者は、難破物を生じさせた海難が戦争等によってもたらされたこと等を証明しない限り、難破物の位置を特定し、並びに難破物を標示し、及び除去するための費用について責任を負う。(第一〇条1関係)

(二)　この条約のいかなる規定も、登録所有者が適用可能な国内の又は国際的な制度に基づいて責任を制限する権利に影響を及ぼすものではない。(第一〇条2関係)

(三)　この条のいかなる規定も、第三者に対する求償権を害するものではない。(第一〇条4関係)

10　責任の例外

(一)　登録所有者は、難破物の除去に関係する費用についての責任が、適用可能であり、かつ、効力を有する関連条約等と抵触する場合には、その抵触する限度において、当該費用についてこの条約に基づく責任を負わない。(第一一条1関係)

(二)　この条約に基づく措置が適用可能な国内法令又は国際条約に基づく救助と認められる限り、救助者に対して支払われる報酬又は補償に関する問題については、この条約の適用を除外して当該国内法令又は国際条約を適用する。(第一一条2関係)